

各自治会・町内会長 様

## 刑法犯認知件数（10月末 暫定値）664件（昨年同期比+89件）

1 主な犯罪	○空き巣	12件（-2件）
	○自転車盗	151件（+10件）
	○車上ねらい	31件（+20件）
	○部品ねらい	33件（+5件）

特殊詐欺 41件（前年同期比+15件） 被害総額 約103,700,000円（10月末 暫定値）  
（内訳）

オレオレ詐欺	6件	被害金額 約 28,300,000円
預貯金詐欺	29件	被害金額 約 25,500,000円
融資保証詐欺	1件	被害金額 約 200,000円
架空料金請求詐欺	2件	被害金額 約 44,600,000円
還付金詐欺	0件	被害金額 0円
キャッシュカード詐欺盗	2件	被害金額 約 400,000円
その他の手口	1件	被害総額 約 4,600,000円

（令和6年10月末 現在）

## ※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町	1	真金町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町	1	西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	4
永田みなみ台	1	大橋町	
永田山王台		中村町	1
永田台	1	中島町	1
永田東	1	中里	3
永田南		通町	
永田北	4	唐沢	
榎町	1	東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町	1	南太田	3
宮元町		伏見町	
共進町	1	二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺	1	白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	2
三春台		平楽	2
山王町		別所	4
山谷		別所中里台	
蒔田町	1	睦町	
若宮町		堀ノ内町	3
宿町		万世町	
新川町	1	六ツ川	3
その他		合計	41

- ・玄関や窓の鍵は在宅時  
も施錠する
- ・夜間は雨戸を閉める
- ・自宅に多額の現金を保  
管しない
- ・センサーライトや防犯カ  
メラを設置する



## 強盗事件に注意！闇バイトは犯罪です。

首都圏で住宅に対する強盗事件が多数発生しています。

来訪者が来た際は

・ドアスコープやインターホンで確認してから対応する。・セールスや面識のない人に家族構成や資産状況を教えない。・不審なセールスや工事業者が来た際は警察に通報する。

を徹底しましょう。

犯人グループはSNS等で実行役を募集しています。闇バイトには絶対に手を出さないでください。

担当：南防犯協会事務局

（南警察署内：生活安全課）電話045-742-0110



11月

# 南区交通事故統計《11月》

令和6年10月末現在 概数

自転車は  
ヘルメットを  
かぶろう

## 発生件数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	16865	17773	-908
横浜市内	5936	6281	-345
南区内	312	308	4

## 死者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	89	96	-7
横浜市内	33	32	1
南区内	2	1	1

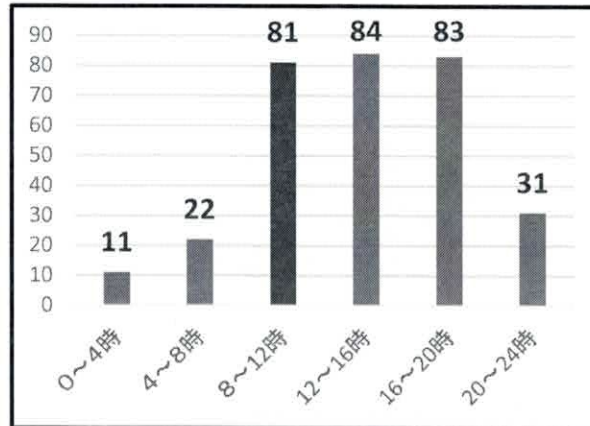
## 負傷者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	19615	20905	-1290
横浜市内	6811	7276	-465
南区内	354	334	20

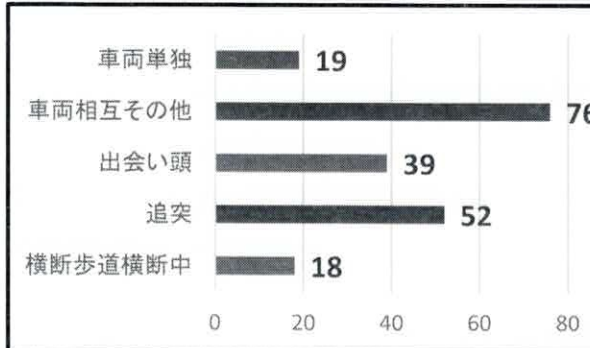
## 関係事故

	令和6年	構成率	増減数
高齢者	115	36.9%	9
子供	26	8.3%	13
二輪車	113	36.2%	1
自転車	75	24.0%	9

## 時間帯別発生状況



## 事故類型別発生状況



## 町名別発生状況

町名	令和6年	令和5年	増減数	町名	令和6年	令和5年	増減数
万世町	3	1	+2	平楽	3	1	+2
三春台	5	2	+3	庚台	0	0	0
中島町	3	2	+1	弘明寺	0	0	0
中村町	6	11	-5	弘明寺町	5	10	-5
中里	11	13	-2	新川町	2	3	-1
中里町	0	0	0	日枝町	5	3	+2
二葉町	0	1	-1	東蒔田町	3	4	-1
井土ヶ谷上町	5	2	+3	榎町	3	3	0
井土ヶ谷下町	9	5	+4	永楽町	3	2	+1
井土ヶ谷中町	8	10	-2	永田みなみ台	4	1	+3
伏見町	0	1	-1	永田北	4	6	-2
八幡町	3	2	+1	永田南	2	4	-2
六ツ川	44	33	+11	永田台	4	2	+2
共進町	4	7	-3	永田山王台	2	1	+1
別所	20	21	-1	永田東	10	9	+1
別所中里台	3	0	+3	浦舟町	13	16	-3
前里町	8	9	-1	清水ヶ丘	3	0	+3
南吉田町	2	7	-5	白妙町	2	2	0
南太田	8	14	-6	白金町	1	3	-2
吉野町	7	7	0	真金町	8	2	+6
唐沢	0	0	0	睦町	10	11	-1
堀ノ内町	2	2	0	花之木町	5	2	+3
大岡	20	16	+4	若宮町	0	2	-2
大橋町	0	0	0	蒔田町	6	3	+3
宮元町	21	19	+2	西中町	0	4	-4
宿町	3	6	-3	通町	8	9	-1
山王町	1	3	-2	高根町	6	7	-1
山谷	0	0	0	高砂町	4	4	0

## 南警察署からのお知らせ



### 「自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化!!」

…11月1日道路交通法改正により、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。  
 NG! 酒気帯び運転および補助(酒類の提供や同乗・自転車の提供) 重大事故を防ぐため  
 NG! 運転中のながらスマホ(保持しての通話や画面の注視) 交通ルールを守りましょう!

### \*自転車安全利用五則\*

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

みんなで  
ヘルメット!

～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

神奈川県南警察署 交通課 045-742-0110

# 令和6年火災・救急概況

南消防署  
1月1日～10月31日

## 1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和6年	令和5年	増△減	
火災件数	35	41	△6	
火災種別	建物	22	28	△6
	林野	0	0	0
	車両	2	4	△2
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	11	9	2
焼損床面積 (㎡)	309	386	△77	
死者(人)	2	2	0	
負傷者(人)	4	9	△5	
主な火災原因	放火(疑い含む)	14	9	5
	こんろ	5	7	△2
	電気機器	4	5	△1
	たばこ	3	6	△3
	電灯・電話等の配線	2	1	1
救急出場件数	12,893	13,042	△149	
救急種別	急病	9,535	9,639	△104
	一般負傷	2,201	2,256	△55
	交通事故	367	378	△11
	その他	790	769	21

## 2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和6年	令和5年	増△減	
火災件数(件)	536	618	△82	
焼損床面積(㎡)	5,345	6,237	△892	
死者数(人)	20 (1)	13 (0)	7	
負傷者数(人)	90	102	△12	
救急出場件数(件)	211,791	210,386	1,405	
救急種別	急病	149,593	150,658	△1,065
	一般負傷	38,515	36,691	1,824
	交通事故	7,559	7,394	165
	その他	16,124	15,643	481

\* 死者数欄( )内の数値は、放火自殺者の内数

## 3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
行政区別件数	鶴見	38	48	△10	15,648	15,884	△236
	神奈川	37	37	0	13,137	12,947	190
	西	28	33	△5	8,907	8,817	90
	中	71	70	1	15,370	15,387	△17
	<b>南</b>	35	41	△6	12,893	13,042	△149
	港南	20	21	△1	12,798	12,698	100
	保土ヶ谷	22	25	△3	11,229	11,400	△171
	旭	28	39	△11	14,013	13,740	273
	磯子	17	16	1	9,653	9,708	△55
	金沢	31	34	△3	11,316	11,316	0
	港北	62	64	△2	16,759	16,789	△30
	緑	15	23	△8	9,770	9,550	220
	青葉	25	33	△8	13,050	12,381	669
	都筑	12	26	△14	9,145	9,203	△58
	戸塚	34	42	△8	15,429	15,373	56
	栄	18	16	2	6,698	6,603	95
泉	24	24	0	8,634	8,285	349	
瀬谷	19	26	△7	7,307	7,224	83	

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

## 4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	1	第一分団
太田地区町内連合会	3	
寿東部連合町内会	6	第二分団
中村地区連合町内会	5	
蒔田連合町内会	3	第三分団
お三の宮地区連合町内会	2	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ヶ谷地区連合町内会	2	第四分団
北永田地区連合町内会	0	
永田みなみ台連合自治会	3	
本大岡地区町内会連合会	4	第五分団
大岡地区連合町内会	1	
別所地区連合町内会	2	第六分団
南永田・山王台連合町内会	0	
六ツ川地区連合自治会	0	
六ツ川大池地区連合自治会	0	
連合未加入自治会、その他	1	第一～六分団
合計	35	

書類 番号	3
----------	---

区連会 11月定例会資料  
令和6年11月20日  
南 消 防 署

## 令和6年度年末年始消防特別警戒の実施について

年末年始は、年始を迎える準備や諸行事、初詣など、市民生活が慌ただしくなり、通常時とは異なる災害が発生する危険性や、救急要請件数が増加する傾向にあります。

このことから、火災予防や予防救急に関する広報活動を展開し、警戒体制を強化することで、災害の未然防止及び迅速な災害対応を実施します。

### 1 実施期間

令和6年12月20日（金）午前8時30分から

令和7年1月4日（土）午前8時30分まで（予定）

### 2 実施場所

南区全域

### 3 実施機関

(1) 横浜市南消防署

(2) 横浜市南消防団

### 4 実施内容

(1) 火災予防広報及び出火防止キャンペーン

(2) 消防車両及び消防団積載車による巡回警戒・広報

### 5 その他

昨年までは各地域の消防団の激励を区長、消防署長等が巡回して実施していましたが、今年は区役所で一斉に激励を実施することに変更となりました。

・12月28日（土）15時50分 区役所1階多目的ホール

担当：南消防署総務・予防課消防団係  
253-0119  
sy-minami-dan@city.yokohama.lg.jp

書類 番号	4
----------	---

区連会 11 月 定例会 資料 令和 6 年 11 月 20 日 南 消 防 署
--

## 令和 7 年南区消防出初式の開催について

自治会町内会長 様

地区連合自治会町内会長 様

南区消防出初式実行委員会  
委員長 吉 井 肇

深冷の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年の新春を迎えるにあたり、南区消防出初式を実施いたします。地区連合自治会町内会長につきましては御来場くださるよう御案内申し上げます。

なお、自治会町内会長におかれましては、ご自宅へ掲示板数分のポスターをお届けしますので、掲示をお願いいたします。

### 1 実施日時・場所

令和 7 年 1 月 7 日 (火) 午後 1 時 00 分から午後 3 時 30 分まで  
みなみん (南公会堂)、南消防署ガレージ前

### 2 主な参加予定者

南区長、南区連合町内会長連絡協議会会長、南防火防災協会会長、自衛消防隊連絡協議会副会長、国会議員、県議会議員、市議会議員、南警察署長、地区連合自治会町内会長等

### 3 実施内容

第一部 式典 ※13時00分から	<ol style="list-style-type: none"><li>1 開式宣言</li><li>2 市歌斉唱</li><li>3 来賓、主催者紹介</li><li>4 表彰（代表受領10名）</li><li>5 市長メッセージ紹介</li><li>6 式辞</li><li>7 来賓祝辞</li><li>8 謝辞</li></ol>
第二部 演技 ※13時45分頃 （進行状況により時間が 前後します）	<ol style="list-style-type: none"><li>1 まとい振り込み・はしご乗り</li><li>2 久良岐太鼓</li><li>3 消防団声楽隊</li><li>4 よこはま吹奏楽団</li></ol>
第三部 ※14時00分から	<ol style="list-style-type: none"><li>1 六ツ川大池囃子</li><li>2 防火衣着体験</li><li>3 車両展示</li><li>4 ちびっ子レンジャー体験 ※ イメージ写真参照</li><li>5 防災企業展示ブース（非常食・非常トイレ）</li></ol>



#### 【事務担当】

南区消防出初式実行委員会事務局  
南消防署総務・予防課庶務係：中村・大胡  
電話 253-0119（内線）53、25

「新たな横浜市地震防災戦略」（素案）に係る  
市民意見募集の実施について【情報提供】

## 1 趣旨

横浜市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、新たな取組や重点施策などを盛り込んだ「新たな地震防災戦略」の検討を進めています。

12 月中旬に素案を公表し、市民の皆様から広く御意見をいただくための市民意見募集を行いますので、事前にお知らせします。

＜現在検討中の主な視点＞

- ・災害が起きる前からの備え（地震火災対策、耐震化、防災意識の啓発など）
- ・被災者支援（避難所環境、物資、要配慮者支援、多様な避難への支援など）
- ・災害時の拠点強化（旧上瀬谷通信施設地区への広域防災拠点の整備など）
- ・公共インフラの強じん化（橋梁、道路がけ、上下水道の耐震化など）

## 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

## 3 市民意見募集について

### (1) 募集期間（予定）

令和 6 年 12 月中旬から令和 7 年 1 月中旬まで

※ 詳細は、市ウェブページ等でお知らせします。

※ 広報よこはま 12 月号においても御案内する予定です。

### (2) 素案及び概要版リーフレットの閲覧・配架場所

市民情報センター（市庁舎 3 階）、各区役所広報相談係ほか

※ 市ウェブページにも掲載します。

### (3) 御意見の提出方法

横浜市電子申請・届出システム、リーフレット付属のはがきによる郵送、電子メール又は F A X

## 4 今後のスケジュール

- ・ 令和 6 年 12 月中旬～令和 7 年 1 月中旬 素案に係る市民意見募集
- ・ 令和 7 年 3 月末 「新たな地震防災戦略」策定

総務局危機管理室防災企画課  
担当 阿武（あんの）、田岡  
電話 045-671-4096 /FAX 045-641-1677  
メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

# 令和6年 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



## 目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

## 期間

12月1日～12月31日の1か月間

## スローガン

飲酒運転は 絶対にしない させない  
許さない そして見逃さない

**STOP!** 飲酒運転



## 重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶と  
ハンドルキーパー運動の推奨

### ◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 ※ (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 ※ (0.15mg以上 0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	—

### ◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金
車両の提供	酒 酔 い	5年以下 100万円以下
	酒 気 帯 び	3年以下 50万円以下
酒類の提供	酒 酔 い	3年以下 50万円以下
	酒 気 帯 び	2年以下 30万円以下
同 乗 者	酒 酔 い	3年以下 50万円以下
	酒 気 帯 び	2年以下 30万円以下

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

### ◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全事故件数	8,398	7,398	7,883	7,492	7,703
死 者 数	50	48	36	38	40
死 亡 率	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
うち飲酒運転による事故件数 ※	36	38	39	40	39
死 者 数	0	0	1	1	2
死 亡 率	0.0	0.0	2.6	2.5	5.1



# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 重点に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動の推進について周知徹底を図ります。

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

## 警察

- 1 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や、飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- 2 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。
- 3 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転をすることを知りながら車両や酒類を提供したり、同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。

## 交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- 2 ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。  
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

## 教育関係

- ・ 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底させます。
- ・ 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

## 道路管理者・鉄道事業者

道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

## 地域

- 1 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。
- 4 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- 5 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課

電話045(671)2323

# 令和6年 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

## 目的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

## 期間

12月11日(水)～12月20日(金)

## スローガン

今日もまた あなたの無事故 待つ家族

## 重点

1. 歩行者の安全の確保
2. 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
3. 二輪車の安全利用促進



横浜市交通安全キャラクター  
ルールちゃん

### ◇◇ 令和6年8月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交 通 事 故						
	発 生 件 数	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	負 傷 者	昨 年 同 期 比	
横 浜 市	鶴見区	364	-48	4	3	410	-63
	神奈川区	240	31	0	-2	283	36
	西区	177	18	1	0	202	26
	中区	349	26	5	4	399	18
	南区	235	-15	2	1	267	-1
	港南区	267	-67	0	-2	315	-93
	保土ヶ谷区	254	38	1	-3	282	31
	旭区	358	60	4	3	405	72
	磯子区	145	-51	0	-3	162	-68
	金沢区	262	-106	2	-1	299	-136
	港北区	371	-49	0	0	425	-70
	緑区	304	30	1	0	333	27
	青葉区	353	-14	1	1	418	-14
	都筑区	262	-12	0	0	311	-4
	戸塚区	338	-18	1	0	381	-33
	栄区	71	-41	1	1	81	-56
泉区	209	13	0	0	242	23	
瀬谷区	177	-17	0	-2	213	-22	
計	4,736	-222	23	0	5,428	-327	

# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 重点に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

## 警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 子ども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者等への交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 交通情報板等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーン等の開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を積極的に実施し、交通安全ひとこえ運動を推進します。

## 教育関係

- 1 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 2 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 3 二輪車での交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。
- 4 飲酒を伴う会合等には車両を運転して行かないようにお互いに声をかけ、注意し合ひましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課

電話045(671)2323

書類  
番号

8

区連会 11月定例会資料  
令和6年11月20日  
南区地域振興課

自治会町内会長 様  
地区連合自治会町内会長 様

南区長

令和7年度改選 委嘱委員の推薦について（依頼）

日頃から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在各地域で御活躍いただいております次の委嘱委員の方々の任期が、令和7年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな候補者の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

委嘱委員	スポーツ 推進委員	環境事業 推進委員	保健活動 推進員	明るい選挙 推進員	消費生活 推進員
任期	2年（令和7年4月1日から令和9年3月31日）				
推薦人数	地域の実情に応じた必要人数	原則自治会町内会で1人 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします）	各自治会町内会から1名を目安とし、加入世帯数が概ね250を超えるごとに更に1名の追加推薦（推薦依頼人数は、「保健活動推進員候補者推薦書」を参照）	自治会町内会で1名以上 ※現在推進員の方の再任も可能です。	地区連合町内会から1名
提出先	地域振興課地域活動係				
提出方法	1. 郵送 2. 電子申請システム 3. 区役所窓口 ※詳細は、別紙資料3、4をご覧ください。				
提出期限	令和7年2月21日（金）				
問い合わせ先	各委員については、各委員所管課にお問い合わせください。				
	地域振興課 区民活動推進係 電話 341-1237 担当 関子	資源循環局 南事務所 電話 741-3077 担当 古山	福祉保健課 健康づくり係 電話 341-1185 担当 坪内、生方	総務課 統計選挙係 電話 341-1227 担当 小川、三浦	地域振興課 地域活動係 電話 341-1235 担当 稲垣
詳細資料	委員ごとに資料あり				

<別紙>

- ・資料1 令和7年度改選 委嘱委員一覧
- ・資料2 委嘱委員推薦書
- ・資料3 委嘱委員推薦手続きの申請方法
- ・資料4 電子申請システムでの委嘱委員推薦手続きについて
- ・資料5 よくある質問

南区役所地域振興課地域活動係

担当：堀、鈴木

電話：341-1235

## 令和 7 年度改選 委嘱委員一覧

委嘱委員名	スポーツ推進委員	環境事業推進委員
所管課	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課	資源循環局街の美化推進課
任期	2年	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料 をご確認ください	(1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。 (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。 (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び充実を図ること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。	(1) 街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン (2) 地域イベント等での3R行動の啓発 (3) ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発 (4) 地域と行政機関との連絡調整や情報提供
推薦人数	地域の実情に応じた必要人数 (自治会町内会または地区連合町内会からの推薦)	原則自治会町内会で1人 (地域の実情に応じて柔軟に対応いたします)
推薦基準	(1) 18歳以上の横浜市在住の方 (2) 委嘱時(令和7年4月1日現在)に、新任の場合は原則65歳未満の方、再任の場合は原則70歳未満の方 (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方 (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方 (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方	(1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方 (2) 推進委員の職務に関心のある方
年齢要件(上限)	新任65歳未満、再任70歳未満	なし

委嘱委員名	保健活動推進員	明るい選挙推進員
所管課	健康福祉局健康推進課	選挙管理委員会事務局調査課
任期	2年	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	特色に応じた健康づくりの推進 (1) 健康づくり活動の企画・実践 (2) 区役所等の健康づくり事業への協力 (3) 介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開	(1) 平常時及び各種選挙時における選挙啓発活動 (2) 選挙啓発に関する各種事業への参加 (3) 選挙事務への従事及び地域における投票制度の広報の実施
推薦人数	自治会町内会で1名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数。 南区では、各自治会町内会から1名を目安とし、加入世帯数が概ね250を超えるごとに更に1名の追加推薦をお願いしています。	自治会町内会で1名以上
推薦基準	(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方。 (2) 任期の2年間を通して活動ができる方。 (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方。 (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方。 (5) 委嘱日（令和7年4月1日現在）に、原則78歳未満の方。	(1) 明るい選挙推進運動の趣旨をご理解いただける方。 (2) 上記の活動等に積極的に参加できる方。
年齢要件（上限）	原則78歳未満	なし

委嘱委員名	消費生活推進員
所管課	経済局消費経済課
任期	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	1. 消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発 (1) 消費者被害未然防止・拡大防止等、消費生活に関する啓発講座等の開催 (2) 地域の見守り活動への参加 (3) 環境に配慮した購買行動の促進 (4) 情報紙の発行・回覧、パネル展示等の広報活動 ほか
推薦人数	地区連合町内会から1名
推薦基準	令和7年4月1日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。
年齢要件（上限）	なし



提出日 令和 年 月 日

## 委嘱委員推薦書 提出確認票

自治会町内会名

提出者氏名

連絡先 (TEL )

会長と提出者が異なる場合のみ連絡先のご記入をお願いします。

推薦書を提出する委員について、提出する推薦書の枚数を記載してください。  
区役所（地域振興課）への提出時に、推薦書とあわせてご提出をお願いします。

スポーツ推進委員 \_\_\_\_\_枚

環境事業推進委員 \_\_\_\_\_枚

保健活動推進員 \_\_\_\_\_枚

明るい選挙推進員 \_\_\_\_\_枚

消費生活推進員※  
(※地区連合のみ) \_\_\_\_\_枚

# スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

連絡先 (TEL)

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数 (再任者のみ)	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
住 所		電話番号
〒		(自宅)
区		(携帯)
Eメール※		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技 ※		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

※欄は任意です

被推薦者 (推薦を受ける者) の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
<input type="checkbox"/> 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

## 第 35 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

### 1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 7 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

### 2 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

### 3 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

### 4 推薦方法及び人員

自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、地域の実情に応じた人数を推薦してください。

ただし、地域活動に支障がないよう、自治会活動に必要な人数を選出ください。

（人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。）

また、スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）を御用意しましたので、ぜひ御活用ください。

### 5 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※若い世代や女性の推薦について御配慮いただけますと幸いです。

- (1) 18 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 7 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

裏面あり

## 6 提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

## 7 配布資料

- (1) 横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
- (2) 横浜市スポーツ推進委員チラシ
- (3) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
- (4) 紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）



## 世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています！



## 横浜マラソン

参加者の誘導や警備  
などで活躍しています！

あなたも  
やってみませんか？

スポーツを通して地域貢献

# 横浜市 スポーツ 推進委員

横浜市を代表する大きなイベントから、  
地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中！

## さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ  
など競技の審判講習会も！



## 夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも！



## 小学生スポーツ フェスティバル

## スポーツ推進委員 (スポ推)とは？

- ・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から2年の任期で委嘱されて活動しています。
- ・スポーツイベントや大会の企画・運営を行っています。
- ・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。



## 横浜市のスポ推は？

- ・横浜市では約 2,500 人のとても多くのスポ推が活躍しています。
- ・スポーツ経験の有無、障害の有無問わず誰でもなれます！



## スポ推になるには？

- ・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。  
(自治会・町内会についてのご不明点は、各区役所の地域振興課にお問合せください)
- ・任期途中でも仲間入りできます！



詳しくは  
こちらへ



## 自治会・町内会長の皆様へ

- ・各地域で活動するスポーツ推進委員の推薦にご協力をお願いします。
- ・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会活動に必要な人数をご推薦ください。

## 先輩スポ推の声

地元のつながりができて  
楽しいし、新しいことが  
できます！



地域の情報が得られて、  
いつも新鮮で  
おもしろいですよ！



子どもの頃の体験は地域の  
人々のおかげだと気づきま  
した。地域への恩返しと  
思っています！



横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話 045-671-3287

FAX 045-664-0669

# 横浜市スポーツ推進委員の職務概要

## 1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

## 2 スポーツ推進委員の主な事業

### 地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

### 市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
  - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
  - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
  - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
  - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
  - ② 地域の指導者として必要な研修事業
  - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
  - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

## 【参考】

---

### スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

### 横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
  - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
  - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
  - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-



【宛先】

地区スポーツ推進委員連絡協議会

委員 ・ 会長

【差出人】

自治会／町内会 ・ 地区連合町内会

横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）

日頃から、自治会町内会活動に御協力いただき、ありがとうございます。

今年度末で満了するスポーツ推進委員の改選にあたり、次期スポーツ推進委員のご紹介をお願いします。

【候補者選出届】 ※太枠は必須事項です。

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月 日	歳
	住所	電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
Eメール		
被紹介者（紹介を受ける者）の同意について（下の□にチェックを入れてください。）		
<input type="checkbox"/> 紹介にあたり、被紹介者に説明を行い、被紹介者の同意を得ています。		

※横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。  
※この紹介シートは、スポーツ推進委員候補者推薦書の代替として地域振興課へ御提出可能です。ただし、自治会・町内会長から御提出いただきますようお願いいたします。

# 環境事業推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

資源循環局長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

連絡先 (TEL)

次の者を環境事業推進委員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ) ※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
メールアドレス※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ) ※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
メールアドレス※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ) ※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
メールアドレス※			

※欄は任意です。

## 被推薦者 (推薦を受ける者) の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。  
 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

## 事務所記入欄

受付日: 令和 7年 月 日、 入力日: 令和 7年 月 日、 Wチェック:

受付者: \_\_\_\_\_、 委嘱予定日: 令和 7年 4月 1日

地域で清掃活動

集積場所で分別啓発



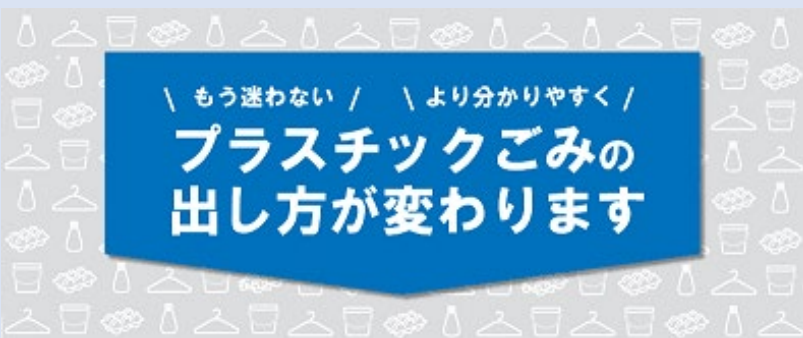
地域で啓発活動

プラごみ削減キャンペーン

# 環境事業推進委員 は グリーン リーダー 「GREEN LEADER」

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。  
ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。



地域への情報発信（回覧など）

連絡協議会

## 環境事業推進委員とは…



### どんな立場？

自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。  
それぞれの地域で、資源循環の取組(ごみ減量・資源化)、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。

### 任期は？

令和7年4月1日～令和9年3月31日 (2年間)

### 活動は？

- ・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- ・地域清掃や美化キャンペーン
- ・地域イベント等での3R行動の啓発
- ・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。



3R月間イベント

### 脱炭素って？

今、地球上では、CO<sub>2</sub> (二酸化炭素) などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起っています。温室効果ガスの大半を占めるCO<sub>2</sub>は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。

脱炭素社会の実現に向けて、3Rの推進や省エネなど、CO<sub>2</sub>排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる (GO GREEN)」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、以下の支援をしています。

#### ○研修会／参考資料の配布

- ・委嘱式時に研修会を実施
- ・毎年1回程度全体研修会を実施
- ・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
- ・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付

#### 活動の手引き

環境事業推進委員 活動手帳



横浜市資源循環局

#### 研修会



#### ○Web

- ・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載

#### ○活動費の助成

- ・地区連合町内会単位に活動費を助成

#### ウェブページ



環境事業推進委員

検索



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会  
2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

# 保健活動推進員候補者推薦書

令和 年 月 日

南区長

推薦依頼人数※可能な範囲でご推薦お願いします。

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

連絡先 (TEL)

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ)
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		満年齢 (R7. 4. 1)	電話番号
〒 区			(自宅・携帯)
Eメール※			

※欄は任意です

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ)
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		満年齢 (R7. 4. 1)	電話番号
〒 区			(自宅・携帯)
Eメール※			

※欄は任意です

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ)
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		満年齢 (R7. 4. 1)	電話番号
〒 区			(自宅・携帯)
Eメール※			

※欄は任意です

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ)
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		満年齢 (R7. 4. 1)	電話番号
〒 区			(自宅・携帯)
Eメール※			

※欄は任意です

被推薦者 (推薦を受ける者) の同意及び推薦内容の本人確認について

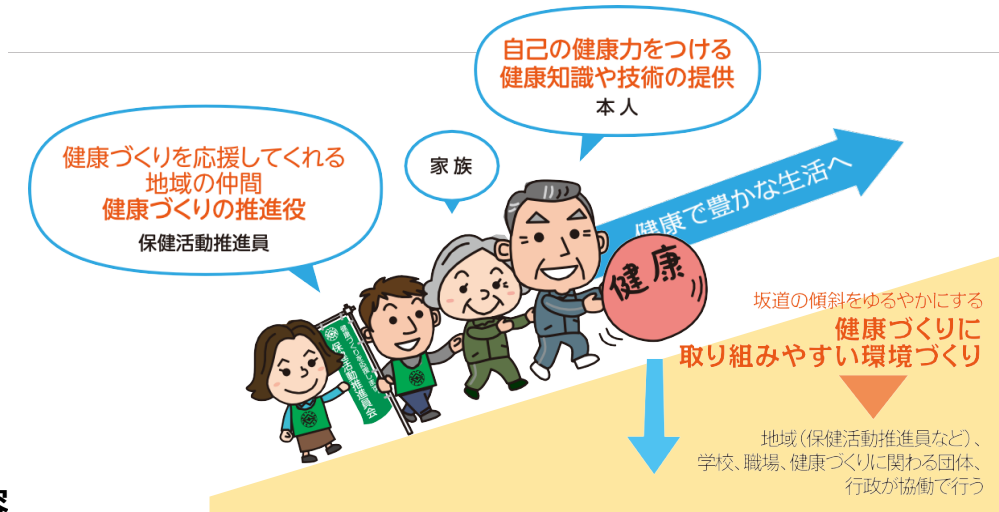
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

# 保健活動推進員について

保健活動推進員は、地域の健康づくり活動の推進役として、区役所と協力しながら地域の健康づくりの推進のために活動しています。現在、自治会町内会等の推薦により横浜市長から委嘱された約 3,700 人の保健活動推進員が活躍中です。



## 活動内容

### (1) 健康づくり活動の企画・実践

【活動例】健康チェック、体力測定の実施、ウォーキングや体操教室の開催、禁煙や、健（検）診受診のすすめなどの啓発活動

### (2) 区役所等の健康づくり事業への協力

### (3) 介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開

【活動例】介護予防体操サロンの開催、保健活動推進員によるミニデイサービスの実施、赤ちゃん教室の開催

各区の保健活動推進員さんの活動の様子は、区のホームページで紹介されています。

ぜひ、ご覧ください。

〇〇区 保健活動推進員 検索

## 任期等

2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）※ただし、再任を妨げません。

## 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を要件としています。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、原則 78 歳未満の方



## 活動保障

活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市民活動保険に横浜市が加入しています。

## 個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

# 明るい選挙推進員候補者推薦書

令和 年 月 日

南区長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

連絡先 (TEL)

(フリガナ)			
氏名			
	住所	電話番号	
〒		(自宅)	
		(携帯)	
期日前投票所 立会人登録	登録する ・ 登録しない		
メールアドレス※			

※欄は任意です

※2名以上推薦いただける場合、別紙で名簿を添付いただくことも可能です。

※期日前投票所立会人等についての詳細は、別紙をご参照ください。

※活動時の写真をホームページなどに掲載させていただく場合があります。

## 被推薦者（推薦を受ける者）の同意について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

# 南区明るい選挙推進員 活動概要

## 1 平常時

### (1) 各種イベント運営のお手伝いをさせていただきます。

令和6年度は、みなみん（南公会堂）で開催された「南区明るい選挙映画会」において、ご応募いただいた推進員の方々に受付などを担当していただき、来場者に対し選挙啓発活動をしていただきました。

### (2) 選挙の啓発活動を展開していく為の研修等に参加させていただきます。

令和5年度は推進員の研修会として憲政記念館の見学会、令和6年度は選挙に係る講演会を行います。

また、南区明るい選挙推進協議会事務局より年に3回発行している機関紙「明推協だより」を、推進員の方々へ郵送し、地域での日常の啓発活動に役立てていただいています。

## 2 選挙時

### (1) 選挙執行時に街頭啓発活動をしていただきます。

令和4年7月に行われた参議院議員選挙では、南公会堂で行われた福祉保健課主催のイベントにおいて、投票日等が書かれたポケットティッシュを配布し、投票参加を呼びかけていただきました。

### (2) 期日前投票所（南区役所及び南図書館）の投票立会人に従事していただきます。



各選挙において、登録を希望された推進員の方々の中から、従事可能な日程等を調整したうえで期日前投票立会人に従事していただいています。詳細については別紙をご参照ください。



## 期日前投票 投票立会人 及び 不在者投票 指定施設外部立会人の登録について

南区選挙管理委員会では、期日前投票所の投票立会人、及び、不在者投票の指定施設外部立会人を明るい選挙推進員の皆様の中から希望された方をお願いしています。

改選にあたり、従事希望の方を登録させていただきます。登録された方については、各選挙の際に日程調整のうえ、お願いをさせていただいております（希望者多数の場合は抽選を行います）。内容についての詳細は、以下のとおりです。

期日前投票 投票立会人	
業務内容	期日前投票所において投票が公正に行われているか、事務が適正に行われているかを立会確認します。
期間	選挙の公示(告示)の翌日～投票日の前日 ※土日祝含む (南図書館は、選挙の種類によって異なります)
	南区役所
従事時間	午前8時15分～午後8時15分
	南図書館
従事時間	午前9時15分～午後8時15分
場所	浦舟町2-33 
場所	弘明寺町265-1 
報酬	横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給 (令和6年4月現在：日額11,000円)
注意	1. お昼休憩等はありませんが、途中交代はできません 2. 長時間着席した状態での従事になります 3. 昼食はご自身でのご用意をお願いします 4. 当日は朱肉を使う印鑑が必要です（スタンプ印不可）

裏面あり

<b>不在者投票 指定施設外部立会人</b>	
<b>業務内容</b>	不在者投票を実施し、かつ、希望のあった施設の投票所において、投票が公正に行われているか、事務が適正に行われているかを立会確認します。
<b>期間</b>	選挙の公示（告示）の翌日～投票日の前日の期間の中で、施設側の希望する日時
<b>場所</b>	希望のあった施設（病院や老人ホームなど）
<b>報酬</b>	1, 282円 1時間（1時間以内）（令和6年10月現在） ※施設によって従事時間は異なります
<b>注意</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 期日前投票立会人に登録された方に対し、個別にご都合をうかがわせていただきます</li> <li>2. 投票用紙外封筒に署名をしていただきます（ゴム印不可）</li> <li>3. 当日は朱肉を使う印鑑が必要です（スタンプ印不可）</li> </ol>

従事を希望される方は、推薦書の期日前投票所立会人登録欄の“登録する”に○をつけてご返信ください。選挙が近くなりましたら、登録された方には日程調整表等を送付し、こちらで調整をさせていただきます。

希望者多数の場合は、人数や日程の関係上、すべての方にはお願いできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。また、出来るだけ多くの方にご従事いただけますよう、基本的には一人一回とさせていただきます。

南区明るい選挙推進協議会  
(南区役所総務課統計選挙係)

電話：341-1227

FAX：241-1151

## 委嘱委員推薦手続きの申請方法

### 1 郵送の場合

- ① 11月の配送便でお届けした「提出確認票」と「各委嘱委員推薦書」を記入
- ② 記入した書類一式を同封した返信用封筒に入れて返送

### 2 電子申請システムの場合

#### 【スマートフォン等の場合】

- ① カメラモードにして、二次元バーコードを読み込む →



または URL (<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d2633939-aaca-44ad-9ade-ab4a115fee0e/start>)を検索

- ② 申請フォームのページが表示されたら、順次回答

#### 【パソコンの場合】

- ① URL ( <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d2633939-aaca-44ad-9ade-ab4a115fee0e/start>)を検索

- ② 申請フォームのページが表示されたら、順次回答

#### 【Google や Yahoo!などの検索サイトで「横浜市 電子申請」で検索する場合】

「横浜市電子申請・届出システム」のトップページ

- 申請できる手続き一覧(ページ中段)
- 個人向け手続き
- キーワード検索で「委嘱委員推薦」と入力して検索
- 「【南区】委嘱委員推薦フォーム」をクリック。

※南区をお選びくださいますようお願いいたします。

- 申請フォームのページが表示されたら、「次へ進む」で順次回答

### 3 区役所窓口で直接提出する場合

- ① 南区役所地域振興課の窓口(6階 62 番窓口)までご提出ください。

お忙しいところお手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

# 電子申請システムでの 委嘱委員推薦手続きについて

令和 6 年10月作成

## (0) 手続き画面を表示

- ① URLや二次元コードから直接サイトにアクセスする

または

- ①GoogleやYahoo!などの検索サイトで  
「横浜市 電子申請」を検索



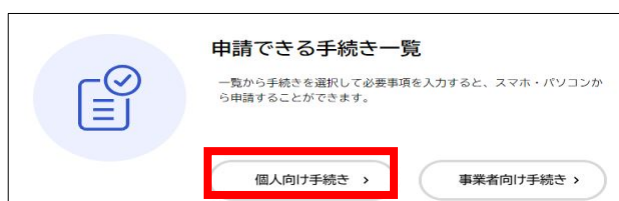
- ②横浜市電子申請システム トップページ  
「申請できる手続き一覧」→「個人向け手続き」



- ③キーワード検索

「委嘱委員推薦」

※お住いの区のフォームをお選びください



## (1) 概要などを確認して「次へ進む」

📄
内容詳細

**【南区】委嘱委員推薦フォーム**

**概要**

スポーツ推進委員・環境事業推進委員・保健活動推進員・明るい選挙推進員・消費生活推進員についての推薦フォームです。

**留意事項など**

下記の人数を超えて推薦いただく場合には、お手数ですが複数回申請いただくか、紙の推薦書をご提出いただくようお願いいたします。

変更があった場合等は区役所所管課へご連絡ください。

---

**根拠となる法令又は条例等の名称と条項要綱等**

---

**受付開始日**  
2024年11月12日 0時00分

---

**受付終了日**  
2025年2月25日 9時00分

---

次へ進む >

あとで申請する

## (2) フォームにしたがって入力し「次へ進む」

申請内容の入力
申請内容の確認
申請の完了

(1/6ページ)

**【南区】委嘱委員推薦フォーム**

**選出する自治会町内会または連合町内会名** 必須

**自治会町内会長または連合町内会長名** 必須

姓 \_\_\_\_\_

名 \_\_\_\_\_

**被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について** 必須

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いいたします。

同意を得られましたら、以下を選択して次へ進んで下さい。

選択解除

推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

---

次へ進む >

保存してあとで申請する

< 戻る

### (3) 各委員の推薦者について入力する

- ・ **推薦者がいる場合** . . . ① 推薦人数を選択する。  
(人数に応じて回答項目が表示されます。)

The screenshot shows the '【南区】委嘱委員推薦フォーム' (2/6ページ). The 'スポーツ推進委員の推薦人数を入力してください' section has a dropdown menu set to '1人'. A red box highlights the dropdown, and a callout bubble shows the selection options: 0人 (推薦者の調整中), 0人 (今年度は推薦できない), 1人, 2人, 3人. Below the dropdown is a '次へ進む' button, also highlighted with a red box. Other buttons include '保存してあとで申請する' and '戻る'.

### (3) 各委員の推薦者について入力する

- ・ **推薦者がいる場合** . . . ② 委員氏名など必要項目を入力し、「次へ進む」

The screenshot shows the '環境事業推進委員の推薦人数を入力してください' section with '1人' selected. Below it, the '環境事業推進委員 1人目' section has a '委員氏名' field with a red box around the input area. The '新任・再任の区分' section has radio buttons for '新任' and '再任', with '新任' selected and a red box around it. The '住所 (郵便番号検索)' section has a search box and a '住所を検索する' button, both with red boxes. The 'メールアドレス (確認入力あり)' section has two input fields for email addresses, with red boxes around them. At the bottom, the '次へ進む' button is highlighted with a red box. Other buttons include '保存してあとで申請する' and '戻る'.

### (3) 各委員の推薦者について入力する

- 推薦者が**いない**、**決まっていない**、**申請済み**の場合

・・・「0人（推薦者の調整中）」「0人（今年度は推薦できない）」  
「〇〇委員は申請済み」を選択し、「次へ進む」

The image shows two screenshots of a mobile application interface. The left screenshot is titled '【南区】委嘱委員推薦フォーム' and shows a dropdown menu with '0人（推薦者の調整中）' selected. A red box highlights the dropdown, and another red box highlights the '次へ進む' button. The right screenshot shows a modal dialog titled '✓ 選択してください' with options: '0人（推薦者の調整中）', '0人（今年度は推薦できない）', '1人', '2人', and '3人'. A blue speech bubble with the number '1' points to the dropdown menu in both screenshots.

### (4) 最終確認画面で内容を再確認して「申請する」

The image shows a screenshot of the '申請内容の確認' (Confirmation of application content) screen. It displays the following information: '【西区】委嘱委員推薦フォーム', '選出する自治会町内会または連合町内会名: よこはま自治会', and '自治会町内会長または連合町内会長名: 横浜 太郎'. A red circle with the number '1' is next to the title. A '修正する' (Edit) button is visible next to the association name.

※お名前の漢字などに間違いがないか、  
今一度ご確認ください

The image shows a close-up of the bottom part of the confirmation screen. A red box highlights the '申請する' (Apply) button, and another red box highlights the '戻る' (Back) button. A blue circle with the number '2' is next to the '申請する' button.



## (5) 申請番号をメモしておく

- 申請内容の確認には**申請番号**が必要になります。  
**お問い合わせの際には申請番号を職員にお伝え下さい。**

※**申請後、「電子申請システム」から申請内容の変更はできません。**  
申請内容に**変更等があった場合には、各区所管課までご連絡ください。**

(申請番号画面イメージ)



The screenshot shows a web interface for application confirmation. At the top, there are three tabs: '申請内容の入力' (Application Content Input), '申請内容の確認' (Application Content Confirmation), and '申請の完了' (Application Completion). The '申請内容の確認' tab is active. Below the tabs, there is a message: '申請を受け付けました。' (Application received) and 'お問い合わせの際に必要となりますので、申込番号を控えるか、このページを印刷してください。' (For inquiries, please keep the application number or print this page). In the center, there is a box labeled '申込番号' (Application Number) containing the number '82256104'.

よくある質問

Q1. 全ての委員が決まっていなくても、申請可能か。

A1. 可能です。

決まっていない委員については、推薦人数の項目で「0 人(推薦者の調整中)」をお選びください。また、後日決まった際に申請いただく際には、申請済みの委員については「〇〇委員は申請済み」を選択いただき、改めての入力は不要です。

Q2. 入力できる人数の上限を超えて申請したい場合は、どうすればよいか。

A2. 上限数以上の場合は複数回申請いただくか、紙の推薦書をご提出いただくようお願いいたします。

複数回申請いただく際には、Q1 と同様に、申請済みの委員については「〇〇委員は申請済み」を選択いただき、改めての入力は不要です。

Q3. 入力内容を間違えて申請してしまったが、どうすればよいか。

A3. お手数ですが、各区所管課までご連絡ください。

Q4. 推薦者がいない委員についてはどうしたらよいか。

A4. 推薦人数の項目で「0 人(今年度は推薦できない)」をお選びください。

区連会 11 月定例会資料  
令和 6 年 11 月 20 日  
南区地域振興課

南地振第 838 号

令和 6 年 11 月 20 日

自治会町内会長 様

南 区 長

令和 6 年度自治会町内会役員区長感謝状贈呈候補者の推薦について（依頼）

晩秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、市政・区政の運営に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、日ごろ、住民組織の維持・発展のため御活躍いただいている自治会町内会役員の方々の労苦に感謝の意を表するため、感謝状を贈呈したいと存じますので、次の基準により、候補者の推薦をお願い申し上げます。

### 1 推薦基準

自治会町内会の副会長、役員（部長職以上）として、通算 10 年以上勤続している方及び過去に勤続していた方

ただし、すでに当表彰を受けた方は除きます。

### 2 基準日

令和 7 年 3 月 31 日現在で、通算 10 年以上勤続の方

### 3 推薦方法

**令和 6 年 12 月 11 日（水）までに**、以下の方法にて別紙推薦書を御提出ください。

【 郵 送 】 同封の返信用封筒にて提出

【 窓 口 】 区役所 6 階 62 番窓口

【 F A X 】 045-341-1240

【 Email 】 mn-chishin@city.yokohama.lg.jp

南区役所地域振興課地域活動係

担当：堀、鈴木

電話：341-1235

令和6年度自治会町内会役員区長感謝状贈呈候補者推薦書

連 合 町 内 会 名 \_\_\_\_\_

自 治 会 町 内 会 名 \_\_\_\_\_

会 長 名 \_\_\_\_\_

感謝状に氏名を記載いたしますので、本人に御確認のうえ、楷書でお書きください。  
自治会町内会名も省略せず、正式名称で記入してください。

ふりがな 氏 名	住 所 電 話 番 号	在 職 年 数	役 職 名
	南区 電話 ( )	年	
	南区 電話 ( )	年	
	南区 電話 ( )	年	
	南区 電話 ( )	年	
	南区 電話 ( )	年	

◎令和6年12月11日（水）までに御提出いただきますようお願いいたします。

地区連合自治会町内会長

自治会町内会長 様

南区連合町内会長連絡協議会

会長 吉井 肇

## 令和7年度地区懇談会の開催について（依頼）

向寒の候、皆様におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて南区では、地域における課題を地域住民で共有し、行政も共に考え話し合う場として、連絡協議会の主催により地区懇談会を開催しております。

つきましては、令和7年度の地区懇談会開催に向け、次のとおり各地区連合で調整を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

## 1 開催日・会場について

## (1) 開催日

事前にご確認いただいた日程（別紙1）のとおりに開催いただきますようお願いいたします。

## (2) 会場と開始時間

会場と開始時間が決まりましたら、**12月20日（金）までに**事務局へお知らせください。ご連絡がない場合は、事務局より確認の連絡をいたします。

会場予約につきまして、地区センターおよびコミュニティハウスについては、事務局で手続きを行います。その他施設で開催される場合は、各地区連合での手続きをお願いいたします。なお、開催にあたりましては、施設で定めている利用ルール（定員など）を厳守してください。

## 2 議題について

## (1) 議題の設定

定例会等におきまして、地域全体で話し合うべきもの又は共有すべきものを「議題」として設定してください。その際、令和6年度の地区懇談会報告書に掲載している他地区の事例もご活用ください。

※議題設定にあたっては、特定箇所に関する要望（交通安全、防犯灯や道路の補修など）については、まずは所管部署（別紙2裏面）にご相談ください。

## (2) 議題の提出

来年度の議題がお決まりになりましたら、**令和7年2月28日（金）までに**事務局に議題提出シート（別紙2）をご提出いただきますようお願いいたします。

### 3 当日の開催の流れ

以下の項目を取り入れていただき、60分～90分を目安に開催をお願いいたします。

- ・挨拶（開会、閉会）
- ・議題提案主旨
- ・議論（事例発表、取組紹介、グループワークなど）
- ・意見交換、発表

### 4 その他

- ・開催方法や議題設定にお困りの場合は、事前に事務局までご相談ください。
- ・毎年、各地区連合自治会町内会長等と事務局と一緒に地区懇談会の振り返りを実施しています。今年の振り返りの際にいただきました主なご意見は次のとおりです。

工夫点	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前にアンケートを取ったことで、参加する意識付けができた。</li><li>・参加者たちにとって身近な取り組みの発表を入れたことで、その後のグループワークが活発なものになった。</li><li>・グループワーク前に座談会を設け、各世代の視点で話してもらうことで話すヒントになった。</li></ul>
改善点	<ul style="list-style-type: none"><li>・発表の時間よりグループワークの時間の割合を増やせばよかった。</li><li>・発表者の説明が長くなってしまったので、説明時間を守ってもらう必要があった。</li><li>・グループワークの進行を会長に任せたが、新しい会長などは難しいところもあるので、シナリオを渡すなどの事前レクチャーをした方が良かった。</li></ul>
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"><li>・若い世代が参加できるようなテーマ、例えば、子育てなどを取り上げるなど、今後、検討していきたい。</li><li>・グループ討議の前に、アイスブレイクや自己紹介の時間を設け、名札をつけるなど、参加者同士の交流の機会をつくりたい。</li><li>・異世代交流を進めていきたい。</li></ul>

事務局：南区役所 地域振興課 地域力推進担当

電話：341-1239

FAX：341-1240

## 令和 7 年度地区懇談会 開催日程

開催順	地区名	開催日
1	蒔田	5月9日(金)
2	中村	5月13日(火)
3	井土ヶ谷	5月15日(木)
4	北永田	5月17日(土)
5	永田みなみ台	5月21日(水)
6	堀ノ内睦町	5月23日(金)
7	太田東部	5月24日(土)
8	六ツ川	5月31日(土)
9	大岡	6月1日(日)
10	南永田山王台	6月4日(水)
11	本大岡	6月7日(土)
12	六ツ川大池	6月12日(木)
13	太田	6月13日(金)
14	寿東部	6月23日(月)
15	別所	6月25日(水)
16	お三の宮	6月27日(金)

書類 番号	11
----------	----

南地振第 830 号  
令和 6 年 11 月 20 日

自治会町内会長 様

南区地域振興課長

**「令和 6 年度南区地域活動発表会・交流会」参加募集チラシ  
の掲示について（依頼）**

日頃から、南区政の推進にご協力いただきましてありがとうございます。

南区では、今年度も区内の地域団体による様々な活動が行われてきました。その活動の成果を発表する場として、また、団体間で交流する機会として「令和 6 年度南区地域活動発表会・交流会」を開催いたします。

つきましては、区民の皆様を開催をお知らせしたく、お手数ではございますが、同封のチラシを掲示していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

送付書類：「令和 6 年度南区地域活動発表会・交流会」チラシ（掲示板数）

掲示期間：チラシ到着日から令和 7 年 1 月 16 日（木）まで

**【担当】** 南区地域振興課地域力推進担当

太田、中澤

TEL 341-1239



見て、聴いて

地域活動のヒントを

みつけよう！



参加者  
募集

# 地域活動発表会 & 交流会

〈日 時〉 令和7年2月 24 日(月・休)13:30~16:00

〈場 所〉 南区役所1階 多目的ホール

※申込人数によっては、7階会議室へ変更の場合があります。

〈対象・定員〉 地域活動に関心のある方 40 名

〈申込方法〉 申込フォームまたはハガキ

ハガキ申込の方 ①事業名「地域活動発表会」、②氏名、③メールアドレスまたは電話番号を明記、④所属団体等(ある場合)、⑤その他参加者名(複数名まとめて申し込む場合)



▲申込フォーム

〈締 切〉 令和7年1月16日(木)必着

【活動発表をする4団体】

六ツ川地区社会福祉協議会

高齢者の食事会『おしゃべり会』に徒歩での参加困難者にタクシー送迎導入！

京急つながり mama

子育てママによる”地域の笑顔づくり”プロジェクト  
マルシェ等で幅広い方々が交流を深める地域目指して

デジタル研究会

電子回覧板普及支援プロジェクト  
デジタル推進で地域参加と多世代交流、地域活性化を図ります！

「桜の町で♪」実行委員会

みなっちの歌「桜の町で♪」で体操、盆踊り、ストレッチ…。南区民の健康増進と交流を図ります！

〈申込・問合せ〉 南区役所地域振興課 (電話 045-341-1239)

〒232-0024 南区浦舟町 2-33 地域振興課地域力推進担当

Eメール mn-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

南区社会福祉協議会(電話 045-260-2510)

**令和6年度「自治会町内会のための講習会」  
事例発表収録動画のYouTube 配信について【情報提供】**

**1 事業の趣旨**

令和6年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いたします。

**2 お願いしたいこと**

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

**3 配信内容、配信期間など**

**(1) 配信内容**

市内2区の自治会町内会に、ICTを活用した負担軽減等の活動事例を御紹介いただきました。

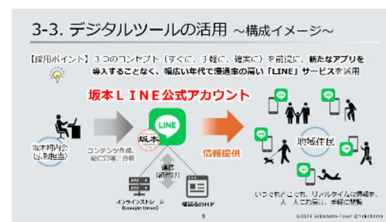
① 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会 DX の実現に向けて」(LINE を活用した情報伝達)

② 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）



(その2)アプリ登録方法の講習会を開催



↑ 事例発表の一部抜粋

**(2) 配信期間など**

- ・ 令和6年11月12日(火)～令和8年3月31日(火)
- ・ 以下のホームページから視聴できます。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu\\_sokushin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html)

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



事例発表の  
二次元コード

**4 その他**

事例発表について、視聴した感想等を電子申請・届出システムでお答えください。

令和6年11月12日(火)午前9時から令和7年3月31日(月)午後5時まで受け付けます。

電子申請・届出システムは、下記の二次元コードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧(個人向け)」→キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8ef0a07d-9b2e-4de4-ae3a-aa6fc753abff/start>



←感想等受付の  
二次元コード

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

## 自治会町内会デジタルツール展示・相談会について【御案内】

### 1 趣旨

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を市内3か所で開催します。

当日は、デジタル化でできることについて企業や団体の方にご紹介いただき、その後、直接相談をいただける会となります。

つきましては、参加希望の団体は、市民局地域活動推進課までエントリーシートのご提出をお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。参加希望のある団体は、「エントリーシート」でお申込みください。

### 3 開催概要

- 令和7年1月25日（土）10時～ **保土ヶ谷区役所** 本館地下1階・会議室  
（相鉄線「星川駅」徒歩5分）
- 令和7年2月2日（日）10時～ **磯子区役所** 7階701・702会議室  
（JR根岸線「磯子駅」徒歩5分）
- 令和7年2月8日（土）10時～ **都筑区役所** 6階大会議室A B  
（市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分）

=当日の流れ（予定）=

時間	内容
10:00～10:15	自治会町内会DXの説明（約15分）
10:15～11:00	企業・団体によるデジタルツール等の説明（約45分）
11:00～12:00	展示・相談会（約60分・途中退席可）

参加企業：電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展調整中。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。

※いずれの日程も同じ内容の予定です（出展企業・団体は変わることがあります）



■エントリーシート提出期限：令和7年1月14日（火）必着

※参加希望多数の場合は、抽選にて参加可能団体を決定します（その場合のみ後日お知らせします）。

4 「自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート」について

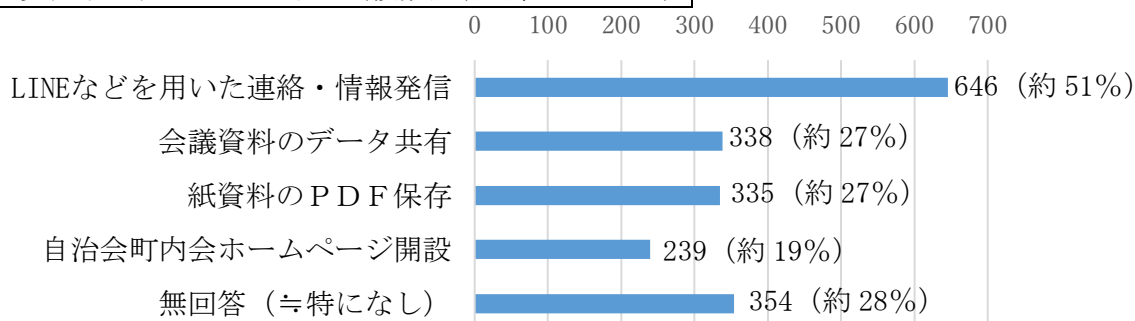
令和6年3月から7月までの間に実施しました標記アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

○主な集計結果

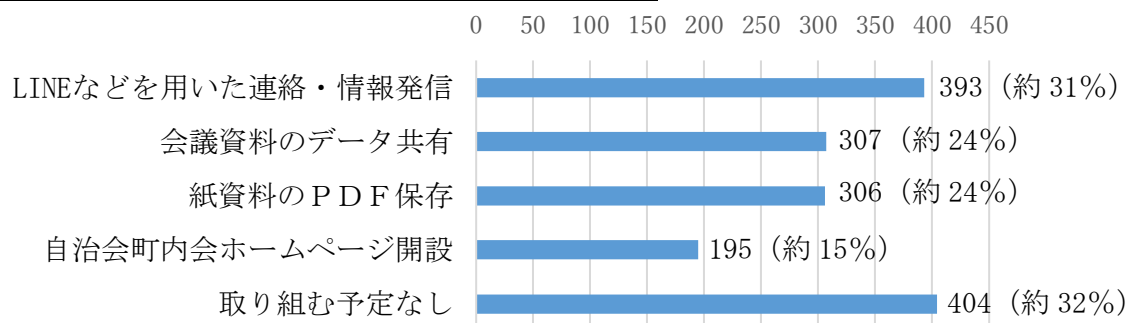
回答率 単位町内会約44%（1,259団体）、地区連合町内会約46%（118団体）

《デジタルツールの活用状況（単位町内会の集計結果）》

1 現在取り組んでいるもの（複数回答可、n=1259）



2 今後、取り組みたいもの（複数回答可、n=1259）



いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考とさせていただきます。

担当：市民局地域活動推進課  
松永、石栗  
電話：671-2317  
FAX：664-0734

# 自治会町内会向け

## 自治会町内会で使える デジタルツール展示・相談会

参加  
無料

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用(回覧板や会費集金等のデジタル化)に関するデジタルツール展示・相談会を開催します。

### こんな方向けの内容です

デジタルで活動は  
楽になるの？

具体的にどんなものがあるの？

どうやって選べばいいの？

お金はかかる？



電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展を調整中です。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。

出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。→



### 開催日時・場所

- ① 1月25日(土)10~12時 保土ヶ谷区役所
- ② 2月2日(日)10~12時 磯子区役所
- ③ 2月8日(土)10~12時 都筑区役所

各回  
同じ内容  
です

お問合せ・お申込みは

横浜市 市民局 地域活動推進課

問合せ電話

045-671-2317

申し込みは、裏面の  
QRコードまたはFAXにて

申込み先【横浜市 市民局 地域活動推進課】

●電子申請：右側のQRコードから入力 →

●FAX：045-664-0734



## 自治会町内会デジタルツール展示・相談会エントリーシート

1 出席希望の日程に○を付けてください（1か所のみ）

出席希望	日 程
	①令和7年 <u>1月25日</u> （土）10時～ 保土ヶ谷区役所会場 本館地下1階・会議室 （相鉄線「星川駅」徒歩5分）
	②令和7年 <u>2月2日</u> （日）10時～ 磯子区役所会場 7階701・702会議室 （JR根岸線「磯子駅」徒歩5分）
	③令和7年 <u>2月8日</u> （土）10時～ 都筑区役所会場 6階大会議室A B （市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分）

2 自治会の所在区と名称、出席人数をお知らせください

（※会場の都合上1団体2人まででお願いいたします）

区名	区
自治会町内会名	
人数（2人まで）	人

3 連絡先電話番号をご記入ください

TEL： \_\_\_\_\_

横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けの  
マイナ保険証専用コールセンターについて【情報提供】

区連会 11 月定例会資料  
令和 6 年 11 月 20 日  
健康福祉局保険年金課・医療援助課

## 1 趣旨

本年 12 月 2 日で、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が行われなくなり、医療機関の受診に際してはマイナ保険証の利用が原則となります。

なお、マイナ保険証の有無にかかわらず引き続き次の方法で受診をすることができます。  
＜12 月 2 日以降の受診方法＞

	令和 6 年 12 月 2 日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

横浜市では、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者様向けに、マイナ保険証に関するご質問にお答えするための専用コールセンターを設置しています。

専用コールセンターのご紹介とマイナ保険証の概要をお示しした資料を単位会長宛にお送りします。

## 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

## 3 情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

### (1) 専用コールセンターの情報

【専用コールセンター】

[TEL: 045-620-8187](tel:045-620-8187)

令和 7 年 1 月 31 日まで（土日祝日を除く）9 時から 19 時まで



### (2) マイナ保険証の概要

ア マイナ保険証とは

イ マイナ保険証の利用登録方法

ウ マイナ保険証の使い方

### (3) マイナ保険証を持っていない方の受診方法

### (4) よくある質問とその回答

被保険者の方、地域の方から多くいただく質問についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）  
担当 二瓶、稲川、日景  
電話 045-671-2422 / FAX 045-664-0403  
メール [kf-kokuho-skk@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-kokuho-skk@city.yokohama.lg.jp)  
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）  
担当 杉田、藤井、伊藤  
電話 045-671-2409 / FAX 045-664-0403  
メール [kf-iryoenjo@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-iryoenjo@city.yokohama.lg.jp)





【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

- 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度のマイナ保険証移行に関する  
**専用コールセンターを設置しています！**

【専用コールセンター】

**TEL: 045-620-8187**

令和7年1月31日まで（土日祝日を除く）9時から19時まで

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。



- マイナ保険証について

【マイナ保険証とは】

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。  
あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。

【マイナ保険証の利用登録方法】

医療機関、薬局のカードリーダー等で利用登録をすることができます。

詳しい操作方法は、別紙1「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK！」を参照ください。

【マイナ保険証の使い方】

医療機関、薬局のカードリーダーにマイナ保険証を読み取ることで使うことができます。

詳しい操作方法は別紙2「マイナンバーカードを健康保険証として使うには」を参照ください。

- 12月2日以降の受診方法について

12月2日以降の受診方法についてまとめています。

マイナ保険証がない方も安心して受診することができます。

	令和6年12月2日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

## マイナ保険証に関する質問

(国民健康保険・後期高齢者医療制度)



### Q1 12月2日から紙の保険証が使いなくなるのですか

12月2日以降も紙の保険証に記載されている有効期限まで使用することができます。このため、12月2日以降も紙の保険証は廃棄しないでお持ちください。

### Q2 マイナ保険証として利用するにはどうすればいいのですか

マイナ保険証の利用登録をするには、ご自身のマイナンバーカードが必要となります。以下の場所で、利用登録をすることができます。

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ② セブン銀行のATM(セブンイレブン店舗等)
- ③ ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで登録

利用登録方法は  
こちらでご確認ください。  
(厚生労働省HP)



### Q3 マイナ保険証が無い場合はどのようにして医療機関に受診すればいいのですか

紙の保険証が有効期限(最大令和7年7月31日まで)まで利用することができます。

また、マイナ保険証の利用登録をされていない方には、資格確認書を交付しますので、そちらを医療機関窓口等で提示いただくことで、これまでどおり医療機関等で受診することができます。

### Q4 医療機関のカードリーダーが故障等で使えない場合に、マイナ保険証の被保険者は、どのように受診すればいいのですか。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、保険者から「資格情報のお知らせ」(※)を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等に受診する場合には、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関窓口等に提示いただくことで、受診することができます。

※資格情報のお知らせ・・・簡便に保険情報を確認できるようA4サイズ用の紙に被保険者氏名、被保険者番号、一部負担割合等を記載しています。(後期高齢者医療制度の被保険者については、令和7年8月1日以降発行いたします。)

# マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

当日その場でも  
いいのね♪



## 医療機関・薬局の 受付でもOK!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です!



本人確認  
(顔認証等)



利用  
同意取得(お薬情報など)

顔認証付き  
カードリーダーに  
マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施の  
場合  
次の画面へ

この画面から  
お申込み

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。  
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。  
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁



健康保険証利用の  
申込みのお問合せ先



マイナンバー  
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分  
土日祝:9時30分~17時30分

# マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

## 読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

## 本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

### 顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

### 暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

## 同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

### ①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する  
情報提供の同意に  
ついて

同意する

同意しない

### ②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象  
特定健診情報の提供  
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

## 受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

限度額情報を  
提供しますか

提供する

提供しない

区連会 11 月定例会資料  
令和 6 年 11 月 20 日  
南区地域振興課

令和 6 年 11 月 20 日

南区自治会町内会長 様

南区スポーツ協会  
会長 平戸 善久南区スポーツ協会主催「みなっちスポーツフェスタ」の  
ポスター掲示について（依頼）

深冷の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、南区のスポーツ推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

南区スポーツ協会では、区民の皆様へスポーツレクリエーションの機会を提供すべく、標記事業を開催する運びとなりました。

つきましては、区民の皆様へ御周知いただきたく、各自治会町内会掲示板にポスターの掲示をお願いいたします。

なお、スポーツフェスタの開催は令和 7 年 2 月 11 日（火・祝）となっておりますので、掲示用のポスターは年末に郵送にて送付いたします。

また、掲示につきましては、新年から令和 7 年 2 月 11 日（火・祝）までお願いいたします。

## 【郵送書類】

- ① ポスター（カラー版）・・・掲示用（各自治会町内会掲示板数プラス 1 枚）
- ② チラシ（モノクロ版）・・・予備・役員閲覧用（2 枚）

【連絡先】 南区スポーツ協会事務局（南スポーツセンター内）  
事務局長 中村 晶  
TEL 716-5752 FAX 716-5753  
E メール minamitaikyoku201310@yahoo.co.jp

みなっち

南区スポーツ協会



南区マスコットキャラクター  
みなっち

2025

# スポーツフェスタ

一人ひとりが楽しむスポーツを!

参加賞  
多数あり

雨天決行

必ず  
体育館シューズを  
持ってきてネ!

参加無料

〈周辺案内図〉



日時

2025年2月11日(祝・火)

9:00~15:00(受付8:45~)

会場

南スポーツセンター  
大岡はらっぱ

※当日は駐輪場がありません。  
自転車・バイクでのご参加はご遠慮ください。

当日は  
子ども会から  
プレゼントが  
あるよ!

## ■南スポーツセンター

### 〈第1体育室〉

- ボッチャ体験教室 9:00~11:45
  - 走り方教室 12:30~14:30(小学3~6年生)
- (事前申込制:先着60名、下部QRコードにて申込み)  
(申込期間:令和7年1月13日(月)~1月31日(金))  
講師:高野 進氏  
(パルセロナオリンピックファイナリスト、元400m日本記録保持者)

### 〈第2体育室〉

- バスケットフリースロー 9:00~10:25
- スピードガン測定 10:30~11:45
- 卓球教室 12:00~14:45

### 〈第3体育室〉 9:00~12:45

- カローリング ●シャフルボード ●ミニゲーム

### 〈研修室〉 9:00~12:45

- 姿勢測定・握力測定

### 〈1階エントランス〉 9:00~12:45

- 健康測定(ベジチェック・血管年齢チェック)

### 〈駐輪場・ピロティエ〉 10:00~14:00

- キッチンカー・食事場所

## ■大岡はらっぱ 雨天中止 9:00~12:45

- グラウンドゴルフ教室 ●ターゲットバードゴルフ教室



南区区連会承認第33号 掲示期間:令和7年2月11日まで

お問い合わせ [info.festa3739@gmail.com](mailto:info.festa3739@gmail.com) FAX 045-716-5753 南区スポーツ協会 (みなっちスポーツフェスタ実行委員会)

〈主催〉南区スポーツ協会  
〈共催〉南区役所  
〈協力団体〉南区子ども会連絡協議会、南区スポーツ推進委員連絡協議会、南区青少年指導員協議会、総合型地域スポーツクラブカンガルークラブ、総合型地域スポーツクラブ弘明寺くらぶ、南区さわやかスポーツ普及委員会、(公財)横浜市スポーツ協会、明治安田生命保険相互会社、NPO法人日本ランニング振興機構



# スポーツフェスタ 2025

## 種目紹介

**参加無料**

**当日参加  
OK!**

走り方教室は事前申し込みが必要です。

大岡はらっぱは雨天中止

雨天決行

必ず体育館シューズを持ってきてネ!

### ボッチャ

パラリンピックの活躍  
などで注目されている  
スポーツです。  
柔らかい赤・青ボール  
を投げ、白い玉にど  
れだけ近づかれるか  
を競います。

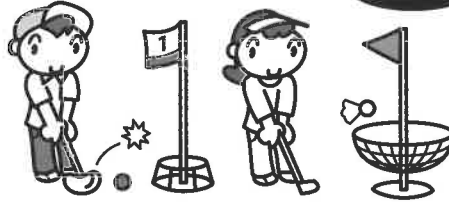


### グラウンドゴルフ

#### ターゲットバードゴルフ

幅広い年代で楽しめるスポーツです。  
ターゲットバードゴルフはゴルフクラブ  
で羽根つきボールを打ちます。

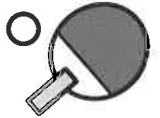
雨天中止



★グラウンドゴルフ ★ターゲットバードゴルフ

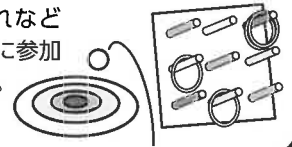
### 卓球

ラケットの握り方や正しいフォームなど、丁寧に技術指導をいたします。



### ミニゲームコーナー

輪投げ、的入れなど  
短時間で気軽に参加  
いただけます。



### バスケットフリースロー

入った数で景品がもらえます。

### スピードガン測定

軟球を使用して球速を測定します。

### カローリング

床で行うカーリングのようなゲームです。

### シャフルボード

船乗りさんたちの遊びだったゲームです。

### 走り方教室

- 対象: 小学3~6年生
- 事前申込制: 先着60名(下部のQRコードにて申込み)
- 申込期間: 令和7年1月13日(月)~1月31日(金)
- 講師: 高野進氏、アシスタントコーチ

昨年、大変好評だったバルセロナオリンピック  
ファイナリストの高野進さんと日本ランニン  
グ振興機構の指導者による教室です。  
(高野さんは昨年記録を更新されるまで、400  
mの日本記録を32年間保持していました)



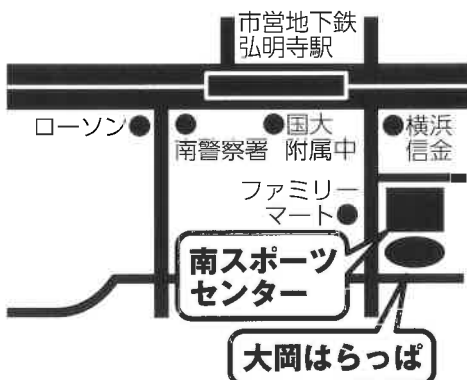
### 走り方教室申し込み規定

- (1) 主催者は、疾病や貴重品の紛失、その他の事故に際し、応急措置を除いて一切の責任を負いません。
- (2) 自己都合による申し込み後のキャンセルは、必ず事前に連絡をしてください。
- (3) 申込書兼承諾書の記載事項に虚偽の記載があった場合や、申込者以外は参加できません。
- (4) 教室参加中の写真・記事はインターネットに記載することがあります。
- (5) 主催者は、個人情報の保護法令を厳守し、参加者の個人情報を取り扱います。

走り方教室事前申し込み ➡



### 〈周辺案内図〉





# マイナンバーカード出張申請窓口のご案内

## 申請がまだの方必見です!

南区の皆さん

書類  
番号 16

# マイナンバーカード の申請はお済みですか?



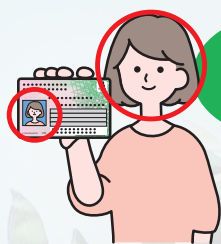
マイナちゃん

# マイナンバー

写真撮影  
**無料**

手間なし  
**予約不要**

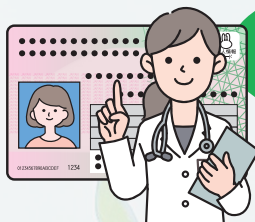
### マイナンバーカードで何ができるの?



本人確認



オンラインで  
行政手続



健康保険証  
として利用



子育てや  
介護の手続



コンビニ交付

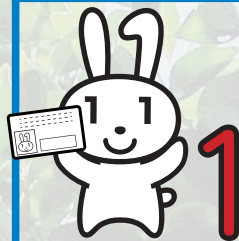


民間の  
オンライン  
サービス



運転免許証との一体化  
(令和6年度末予定)

### 出張申請窓口で何ができるの?



申請書記入のお手伝い  
**無料で写真撮影**

マイナンバーが分かるものか、  
申請書をお持ちください。  
お持ちでない方には申請方法をご案内致します



南区マスコットキャラクター  
みなっち

## 会場・日時は裏面をご覧ください▶

南区マイナンバーカード出張申請サポート  
コールセンター

# 045-270-0095

2024年12月1日(日)~2025年2月7日(金)  
※12月28日(土)~1月5日(日)は休み  
(受付/9:00~18:00)





# 出張申請窓口の日程・会場



※公共交通機関でお越しください

**12/1 (日)~22 (日)**

受付 / 12:00~19:00

**弘明寺かんのん通り商店街**

**セブンデイズ弘明寺店**

(観音橋付近)

**12/23 (月)~27 (金)**

受付 / 9:30~16:30

**別所地域ケアプラザ**

**1/6 (月)~27 (月)**

受付 / 12:00~19:00

**弘明寺かんのん通り商店街**

**セブンデイズ弘明寺店**

(観音橋付近)

**1/28 (火)~30 (木)**

受付 / 9:30~16:30

**六ツ川地域ケアプラザ**

**1/31 (金)~2/2 (日)**

受付 / 9:30~16:30

**清水ヶ丘地域ケアプラザ**

**2/3 (月)~5 (水)**

受付 / 9:30~16:30

**永田地域ケアプラザ**

**2/6 (木)~7 (金)**

受付 / 9:30~16:30

**睦地域ケアプラザ**

※2次元コード交付申請書をお持ちでない方には、白紙の申請書をお渡します ※各会場は、混雑する場合があります。お時間に余裕を持ってお越しください

マイナンバーカードについてもっと知りたい方は、横浜市のホームページをチェック!



地区連合自治会町内会長 様  
自治会町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

## 横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について【掲示依頼】

### 1 事業の趣旨

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、多くの方が集い、憩う公園で、受動喫煙対策を進めるため、横浜市公園条例の一部改正し、禁止行為に「喫煙をすること」を追加しました。令和7年4月から横浜市の公園は禁煙となります。

このことについて、広く市民の皆様にお知らせするため広報チラシを作成しましたので、自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

### 2 対象公園

横浜市が管理する、都市公園法に基づき設置されている公園が対象

### 3 今後の予定

- ・令和6年10月～ 公園が禁煙になることについて、順次、広報・SNS等や現地掲示による事前周知を行っています。
- ・令和7年4月～ 条例施行に合わせて、さらに巡回指導等により周知と注意を行います。

### 4 お願いしたいこと

【区連長】 御承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示について御協力をお願いします。

### 5 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後から3月末までを目安に掲示をお願いします。チラシが劣化した場合等には、新規のものをお渡しすることも可能ですので、公園緑地管理課あて御連絡ください。

※ 掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※ 各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の3月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。

みどり環境局公園緑地管理課  
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916  
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

# 令和7年4月から 横浜市の公園は 禁煙になります

みなさまが気持ちよく安心して公園を利用できるよう  
ご理解とご協力をお願いします。

■屋外での受動喫煙対策について、引き続きご協力をお願いします。

望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙が禁止されていない場所でも、周囲に人がいる場合には喫煙を控えるなどの配慮をお願いします。また、市内全域でポイ捨ては禁止です。歩きタバコもやめましょう。



公園の禁煙化について  
(みどり環境局公園緑地管理課)



受動喫煙防止対策について  
(健康福祉局健康推進課)



ポイ捨て・歩きタバコについて  
(資源循環局街の美化推進課)